

平成23年第3回  
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録  
11月28日（月曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第19号

平成23年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成23年11月18日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成23年11月28日（月） 午後1時30分  
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

---

午後1時30分 開会

出席議員 20名

1番	山崎 数則	11番	多田 照雄
2番	菰刈 将鷹	12番	田中 貞男
3番	鎌田 基志	13番	近藤 賢司
4番	三笠 輝彦	14番	山本 良熙
5番	山田 勲	16番	古市 弘
6番	高木 康光	17番	蓬 清二
7番	倉本 清一	18番	青木 義勝
8番	中河 哲郎	19番	造田 節夫
9番	大平 達城	21番	庄野 克宏
10番	大賀 正三	22番	高木 堅

欠席議員 2名

15番	渡辺 慧	20番	藪内 伊佐子
-----	------	-----	--------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課資格管理 グループリーダー	伊藤 英樹
副広域連合長	新井 哲二	事業課医療給付 グループリーダー	浜田 一昭
副広域連合長	藤井 賢	事業課保険料 グループリーダー	山本 将之
事務局長	喜多 広志	議会事務局長	森 覚
事業課長	岩滝 徹彦	事務局書記	和田森 哲也
総務課総務 グループリーダー	岡田 京子		

## 議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 認定第1号 平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第9号 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（識見を有する監査委員）

(提案説明・質疑・討論・採決)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 認定第1号

日程第5 議案第9号

---

○議長（三笠輝彦君）皆さんこんにちは。

これより平成23年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第1 議席の指定

○議長（三笠輝彦君）まず、日程第1議席の指定を行います。

任期満了に伴う議員選挙の行われました琴平町議会から、去る8月2日をもって選出されました藪内伊佐子君の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において20番に指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において7番倉本清一君及び14番山本良熙君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（森 覚君）認定第1号～議案第9号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 認定第1号

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第4 認定第1号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の状況につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、政府・与党が6月30日に取りまとめました社会保障と税の一体改革成案におきまして、主な改革項目の一つとされ、高齢世代・若者世代にとって公平で納得のいくよう負担の仕組みなど見直すと明記されており、この一体改革成案を受けた医療保険制度改革法案の提出時期とあわせ、関係法案を来年の通常国会に提出する方向で検討、調整が進められているようでございます。

しかしながら、新たな高齢者医療制度の基本的な枠組みについて、国保の運営主体を都道府県とする方向性や財政運営の面から、全国知事会や与野党内からも、今なお反対の声が上がっている状況で、新たな高齢者医療制度への移行方針や時期が明確に示されず、依然先行きは不透明な状況となっております。

こうした中、本広域連合を初め、全国の広域連合では、後期高齢者医療制度を運営する現場の声を反映させるため、去る11月17日に東京で臨時の広域連合長会議を開催いたしました。

その席で国への要望事項の取りまとめを行い、全国後期高齢者医療広域連合協議会として、新制度の構築に当たっては、持続可能で、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られる制度となるよう万全の策を講じることや、移行スケジュールを早急に提示すること、また現行制度については、保険料軽減措置を制度廃止年度まで継続することや、電算システム更新に係る費用負担などについて、適切な措置を講じることなどを求める要望書を同日、厚生労働大臣あてに提出したところでございます。

本広域連合といたしましては、今後とも国の動向や全国市長会・町長会等関係団体の

動向を十分注視しながら、引き続き、制度の円滑かつ適切な運営に資するよう配意してまいりたいと存じますので、議員皆様方のより一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の平成23年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

認定第1号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の承認を求めるところでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入につきましては、予算現額13億3,353万3,000円に対し、収入済額は、13億3,256万4,035円で、予算現額と比較して96万8,965円の減となっております。

一方、歳出は、予算現額13億3,353万3,000円に対し、支出済額は、13億1,846万856円で、不用額は、1,507万2,144円となっており、執行率は98.9%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書」によりまして説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、4億2,386万2,000円を、第2款「国庫支出金」は、医療費適正化事業費補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、8億6,739万3,699円を、第3款「財産収入」は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の財産運用に伴う定期預金利子で、4万2,000円を、第4款「繰入金」は、特別対策の実施に要する経費を後期高齢者医療制度臨時特例基金及び特別調整交付金から繰り入れるもので、2,763万7,974円を、第5款「繰越金」は、前年度繰越金で1,285万8,767円を、第6款「諸収入」は、歳計現金の預金利子、レセプトデータの情報提供料等で、76万9,595円を収入したもので、歳入合計は、13億3,256万4,035円でございます。

次に、歳出ですが、第1款「議会費」は、平成22年度に開催いたしました広域連合議会定例会及び臨時会開催に要する経費等ございまして、議員報酬及び費用弁償のほか、会議録作成委託料や会場使用料等で、支出済額は、110万3,330円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、事務局の運営に要する経費でございまして、職員の派遣協定に基づく丸亀市からの派遣職員2人に係る給与費やその他事務局職員の時間外勤務手当のほか、窓付き封筒や各種支給申請書等の印刷製本費、被

保険者証の郵送のための郵便料や電算処理システム等に係る委託費、また丸亀市を除く広域連合派遣職員20人の給与費相当分の負担金等で、支出済額は、4億2,252万6,221円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員報酬及び委員の公務災害補償負担金で、支出済額は、2万5,256円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬、事務従事委託料等で、支出済額は、16万6,470円でございます。

次に、第3款「民生費」は、医療費適正化事業及び特別対策等の実施に要する経費でございまして、懇話会開催経費、重複・頻回受診者訪問指導委託費のほか、市町が実施する人間ドック等の補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金等で、支出済額は、8億9,463万9,579円ございまして、歳出合計は、13億1,846万856円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出について説明いたしましたように、歳入総額は、13億3,256万4,035円、歳出総額は、13億1,846万856円で、歳入歳出差し引き額は、1,410万3,179円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として翌平成23年度の歳入に編入するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、歳入につきましては、予算現額1,214億6,070万1,000円に対し、収入済額は、1,218億9,152万9,372円で、予算現額と収入済額を比較して4億3,082万8,372円の増となっております。

一方、歳出は、予算現額1,214億6,070万1,000円に対し、支出済額は、1,191億5,568万4,309円で、不用額は、23億501万6,691円となっており、執行率は98.1%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」により説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「市町支出金」は、市町が徴収した保険料等負担金及び被保険者に係る療養費等の12分の1に相当する額を市町が負担する療養給付費負担金等で、202億8,655万9,325円を、第2款「国庫支出金」は、被保険者に係る療養費等の12分の3に相当する額を国が負担する療養給付費負担金、高額な医療の発生による広域連合の財政リスクの緩和を図るため国が負担する高額医療費負担金のほか、調整交付金

や市町に委託して実施する健診事業及び特別高額医療費共同事業に対する補助金で、383億5,000万9,268円を、第3款「県支出金」は、療養給付費等の12分の1に相当する額を県が負担する療養給付費負担金及び県が負担する高額医療費負担金で、96億4,292万155円を、第4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、489億1,728万6,856円を、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合からの拠出金を財源とし、財源調整を行うもので、1,689万5,341円を、第7款「財産収入」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入で、58万3,000円を、第8款「繰入金」は、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減措置に対する後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れで、8億4,334万8,322円を、第9款「繰越金」は、前年度繰越金で、36億6,636万9,527円を、第10款「諸収入」は、歳計現金の運用による預金利子、交通事故による第三者行為に係る納付金、一部負担金の負担割合の変更に伴う返納金及び過年度分高額療養費返納金等で、1億6,755万7,578円を収入したもので、歳入合計は、1,218億9,152万9,372円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「保険給付費」は、療養給付費、高額療養費、葬祭費等の療養費の給付に要する経費で、支出済額は、1,176億3,566万9,572円でございます。

次に、第2款「県財政安定化基金拠出金」は、保険料の減収や療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金で、支出済額は、8,103万7,543円でございます。

次に、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同で負担する共同事業への拠出金で、支出済額は、1,331万9,535円でございます。

次に、第4款「保健事業費」は、被保険者の生活習慣病等の予防のため、市町に委託して実施した健康診査に要する経費で、支出済額は、2億5,398万7,061円でございます。

次に、第5款「基金積立金」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入を積み立てるもので、支出済額は、58万3,000円でございます。

次に、第6款「諸支出金」は、市町が支出した保険料の過誤納金に係る還付加算金、平成21年度の医療給付等に係る負担金等の国及び県への返還金のほか、平成22年度の長

寿・健康増進事業に係る経費を一般会計に繰り出す経費で、支出済額は、11億7,108万7,598円でございます。歳出合計は、1,191億5,568万4,309円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出決算で説明いたしましたように、歳入総額は、1,218億9,152万9,372円、歳出総額は、1,191億5,568万4,309円で、歳入歳出差し引き額は、27億3,584万5,063円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支も同額となるものでございまして、実質収支額のうち14億円を地方自治法第233条の2の規定及び後期高齢者医療事業財政調整基金条例に基づき財政調整基金に積み立て、残額13億3,584万5,063円を剰余金として、翌平成23年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、去る9月26日付で監査委員による審査の結果及び意見書の提出をいただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

認定第1号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。



日程第5 議案第9号

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第5議案第9号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）議案第9号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございますが、識見を有する者のうちから選任されておりました吉田正己氏が、去る11月25日に任期満了となったことに伴い、欠員となっておりますので、後任委員として、さらに同氏を選任いたしたいと存ずるものでございます。

以上、人事案件について説明申し上げましたが、何とぞ満場の御賛同を賜りますよう、特にお願いを申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより議案第9号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、これに同意することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

これにて平成23年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

午後1時52分 閉会

---

會議録署名議員

議 長 三 笠 輝 彦

議 員 倉 本 清 一

議 員 山 本 良 熙